

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、産業廃棄物処理施設の「重大施設」についてでしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、法第15条第1項に規定される産業廃棄物処理施設の申請があった場合には、都道府県知事が所定の告示及び縦覧等を要する施設が政令で定められている。次のうち、それに該当しないものはどれか。

- (1) 石綿含有産業廃棄物の溶融施設
- (2) 廃ポリ塩化ビフェニル（PCB）等の分解施設
- (3) 廃プラスチック類の焼却施設
- (4) 安定型最終処分場
- (5) がれき類の破碎施設

【解説】

縦覧等を要する産業廃棄物処理施設については政令第7条の2に規定されている。(5)は法第15条の産業廃棄物処理施設であるが、政令第7条の2の規定にはない。

【政令第7条の2】

法第15条第4項の政令で定める産業廃棄物処理施設は、前条第3号、第5号、第8号、第10号の2及び第11号の2から第14号までに掲げるものとする。

	廃棄物の種類	処理施設
第3号	汚泥	焼却施設
第5号	廃油	焼却施設
第8号	廃プラスチック類	焼却施設
第10号の2	廃水銀等	硫化施設
第11号の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物	溶融施設
第12号	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物	焼却施設
第12号の2	廃PCB等又はPCB処理物	分解施設
第13号	PCB汚染物又はPCB処理物	洗浄施設又は分離施設
第13号の2	産業廃棄物 ^{※1}	焼却施設
第14号イ		遮断型最終処分場
第14号ロ		安定型最終処分場
第14号ハ		管理型最終処分場

※1（第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く）

正解（5）

～廃棄物処理問題～

現実的な話としては、「廃水銀の硫化施設」「PCBの処理施設」「アスベストの溶融施設」は全国的にも数えるほどしか有りませんので、まあ、「最終処分場」と「焼却施設」と覚えていてもいいかもしれません。

これらの「重大施設」（BUNさん呼称）は、今回の問題のとおり、「告示縦覧」ら前回の問題の「専門家の意見」が求められます。その他にも独特、特有の義務がありますので、そこから問題。

Q、次のうち、定期検査の対象とされていない処理施設はどれか。

- (1) 民間が設置する一般廃棄物の最終処分場。
- (2) 民間が設置する産業廃棄物の最終処分場。
- (3) 民間が設置する一般廃棄物の焼却施設。
- (4) 民間が設置する産業廃棄物の焼却施設。
- (5) 市町村が設置する一般廃棄物の焼却施設。

【解説】

定期検査の対象施設は一般廃棄物処理施設では最終処分場と焼却施設の2種類、産業廃棄物処理施設ではこれに石綿溶融施設、ポリ塩化ビフェニル（PCB）処理施設、廃水銀等の硫化施設を加えた5種類としている。

設置許可が必要な処理施設であっても、脱水施設、破碎施設、し尿処理施設や粗大ごみ処理施設等は対象にならない。

また、定期検査は民間が設置する一般廃棄物処理施設に関しては法第8条の2の2第1項、産業廃棄物処理施設に関しては法第15条の2の2第1項で規定しているが、市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に関しては規定されていない。

これは使用前検査と同様である。

正解（5）

産業廃棄物処理施設では前回からテーマにしている5つの「重大施設」（BUNさん呼称）が定期検査の対象で、一般廃棄物処理施設の場合は最終処分場と焼却施設の2種類だけが定期検査の対象施設となります。ただし、市町村設置の処理施設については、まあ、自治体が設置しているから信頼性もあるということでしょうか。法的な検査の対象にはしていません。

今回の宿題は、処理施設設置には付きものである「アセス」にしてみましょうか。

宿題Q



産業廃棄物処理施設設置にかかわる生活環境影響調査において、廃棄物処理法上の規定としては、調査が必ずしも必要ではない組み合わせとして正しいものは、次のうちどれか。

- (1) 廃プラスチック類の破碎施設の設置に際し、騒音及び振動の調査を行った。
- (2) 廃油の焼却施設の設置に際し、煙突から排出される排ガスの調査を行った。
- (3) 最終処分場の設置に際し、廃棄物運行車両の搬出入に係る騒音及び振動の調査を行った。
- (4) 最終処分場の設置に際し、周辺に生息する希少動植物への影響調査を行った。
- (5) 最終処分場の設置に際し、掘削に伴い下流井戸の水位低下に関する調査を行った。